

令和4年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和5年1月20日（金）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

# 令和4年度第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

令和5年1月20日（金）

午前10時00分～11時06分

区役所本庁舎6階第二委員会室

## 1 開 会

## 2 審 議

保護樹木等の落葉対策に係る区の支援について

### （1） 区からの報告

ア 区の現行の支援制度について

イ 落葉対策に係る新たな支援策についての調査検討状況について

### （2） 意見聴取

## 3 連絡事項

## 4 閉 会

### ○配布資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿（第16期）

資料2 保護樹木等の落葉対策に係る区の支援について

資料3 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

資料4 新宿区みどりの条例・同施行規則

資料5 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック

資料6 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）

資料7 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

### 審議会委員 7名

委員長 斎藤 馨 委員 渋谷 桂子

委員 吉川 信一 委員 渡辺 芳子

委員 三浦 久美子 委員 小島 健志

委員 椎名 豊勝

◎開会

**みどり公園課長** 委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。事務局のみどり公園課長小谷でございます。本年もよろしく願いをいたします。

ここから着座にて御説明させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が続く中、御出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、皆様に御報告をさせていただきます。本日の小委員会でございますが、熊谷会長から御出席のお返事を元々いただいておりますが、今日は急用だということで欠席されるということになりました。

このため熊谷会長からの御指名で、斎藤副会長様に本日の小委員会の委員長を務めていただくことになりましたのでよろしくお願いをいたします。

それでは斎藤委員長、よろしくお願いいたします。

**斎藤委員長** おはようございます。会長からの指名で本日の小委員会の委員長を仰せつかりました。

私も焦って熊谷会長の御自宅に電話したのですが、急用でということですので、お体心配したのですが大丈夫ですので、よろしくお願いをいたします。

それでは、令和4年度第1回新宿区みどりの推進委員会小委員会を始めたいと思います。

初めに本日の出席状況、配布資料等について事務局からお願いいたします。

**みどり公園課長** 事務局でございます。

本日の委員の出席状況について御報告させていただきます。本日は先ほどの熊谷会長の御欠席の連絡をいただいております。このため、8人中7名の出席によりまして過半数の委員が出席していらっしゃいますので、本小委員会は成立しておりますことを御報告いたします。

この小委員会はみどりの条例第28条に基づきまして、審議会の効率的な運営を図るために開催するものです。また、委員の皆様のお発言につきましては、小委員会議事録として区のホームページ上において公開されますことをあらかじめ御了承ください。

本日の会議でございますが、11時頃を目途に終了したいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

初めに、本日の資料について御説明をいたします。お手元の資料を御確認いただければと思います。まず最初に資料1です。新宿区みどりの推進委員会小委員会委員名簿（第16期）、

資料2、保護樹木等の落葉対策に係る区の支援について、資料3、新宿区みどりの推進審議会小委員会について、資料4、新宿区みどりの条例・同施行規則、それから資料5、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック、資料6、新宿区みどりの基本計画、それから資料7、最後ですが、新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）ということです。

資料のほう、過不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、本日御発言をいただく際は、お手数でございますが、マイクの使用をお願いいたします。マイクは一番下にボタンがついておりますので、スイッチを入れていただいて御発言いただきまして、終わりましたらもう一度ボタンを押していただくようお願いいたします。

また御発言の際、お手数ですが最初にお名前をおっしゃっていただきまして、その後御発言をお願いいたします。

それから最後に事務局のメンバーを御紹介いたします。私、みどり公園課長、小谷でございます。よろしく申し上げます。

続きまして係長の八住です。それからみどりの主査、宮田でございます。それから担当の大城です。山崎です。それから城倉です。それから田辺です。

事務局からは以上でございます。

では、委員長、議事進行をよろしくをお願いいたします。

---

### ◎審議

**斎藤委員長** それでは議事次第2の審議を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の落葉対策に係る区の支援についてとなっております。

本件は前回の審議会で保護樹木等に係る議題として、その調査審議を本小委員会に委任されたものです。

それでは初めに事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 事務局でございます。本日の審議事項、保護樹木の落葉対策に係る区の支援につきまして、最初に資料2、A4判の資料2を御覧ください。

今回の御審議に当たりましては委員長からもお話がございましたように、昨年9月6日に開催いたしました審議会の保護樹木解除案件におきまして、委員より落ち葉対策さえできれば解除につながらなかったのではと御質疑を受けました。そのため、保護樹木所有者または管理される方への落ち葉に関わる支援について、本小委員会にその調査審議が委任されたものでございます。

御審議に先立ちまして、まず事務局のほうから保護樹木の現状と支援について、あと現行の支援内容、また現在私どもが行っている調査検討状況について御説明をさせていただきます。

初めに項番1、保護樹木の現状でございます。(1)、本事業は昭和48年1973年から開始いたしまして今年でちょうど50年目に当たります。

表1を御覧ください。現在の保護樹木の指定状況でございますが、令和4年12月現在で保護樹木の指定を受けている所有者の数、学校法人3団体を含めまして285人に及びます。幹周り1.2メートル以上の基準を満たしている保護樹木の総本数は1,291本。また、面積は500平方メートル以上の樹林である保護樹林につきましては合計で約9ヘクタール指定されている状況でございます。

表1の内訳を御覧ください。①と書いているところ、2段目でございますが、保護樹木に指定されている方が246名で、674本でございます。

それから②、次の段ですが、保護樹林のみに指定されている保護樹林の所有者の方が1名。この方は保護樹木は所有されておられません。

それから最後の行の3段目、保護樹木と保護樹林、両方指定されている方が38名いらっしゃいます。内訳としては、そのうち保護樹木が617本、保護樹林が8万9,530平方メートルということになっております。

次に(2)保護樹木等への支援の項目です。年間およそ区の予算としまして約1,800万円、この支援に計上しております。内訳でございますが、最初にアの維持管理にかかる費用として、1本当たり年間9,000円、2本目から4,500円となります。上限額は9万円の補助ということになりまして、これに対して区のほうで今、年間700万円ほどの予算で所有者の方へ助成をしております。

次にイは、災害によって例えば枝折れをした場合の剪定、あるいは越境枝の切り詰めをする整枝作業、こういったものに対して、区が契約した造園会社、造園業者に作業を行っていただきまして、費用は区が負担するという制度がございます。令和3年度の実績で言いますと12本、そういった形で剪定を行いました。ただ、この支援につきましては毎年受けられるというものではなくて、2回目の支援を受ける場合には前回の支援からおおむね3年以上経過した場合に限ってやっているところでございます。

続きましてウは、樹木に病気や腐食などが発生した場合に、区が契約しております樹木医さん等によって診断を行う費用を区が負担する制度でございます。令和3年度は6本の診断

をいたしました。

エでございますが、その他ということでございますが、この保護樹木に対しては全ての保護樹木に対しまして、区のほうで賠償責任保険というものに加入しております。これは枝が折れて通行人の方がけがされたとか、あるいは倒木とかで隣の家屋を損壊させたとか、そういった場合に、対物、対人で最大5,000万円の保障がされるようになっております。

記載はございませんが、これ以外に例えば噴霧器ですとか高枝切りばさみの貸出しというのもやっております、令和3年度実績でいいますと噴霧器が21本、高枝切りばさみが113本貸出しの実績がございます。

恐れ入りますが資料2の裏面を御覧ください。（3）本日の議題でございます。落ち葉に対する支援でございます。現在、区が行っております落ち葉の支援でございますが、落ち葉が大量に発生する保護樹林地の所有者の方のみ、落ち葉の回収の支援を行っております。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料5の、みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブックというのが、小さいカラーの冊子でございますが、こちらの3ページをお開きいただけますでしょうか。

この制度は、落葉樹の落ち葉の時期になりますと大体毎年11月から——ちょうど今もそうですが——1月までの期間、この保護樹林地を所有する方のみを対象としている支援です。この冊子の中段に記載がございますが、落ち葉回収の流れとしまして、保護樹林地に出た落ち葉を所有者の方がかき集めて、ごみ袋に入れていただきます。事前に区にお申込みをいただいた上で、玄関先にそのごみ袋を置いていただきますと、区が委託した業者が車で回収に伺いまして、その袋を回収していくと。後でその袋を区で集めまして、出た落ち葉等は区のほうで一般の廃棄物ということで処分をしている制度でございます。

恐れ入りますが、もう一度先ほどの資料2の裏面にお戻りください。引き続き（3）のイでございますが、この対象となる保護樹林地で、先ほど言いました学校法人等を除いた36か所となります。その回収実績、次のウでございますが、実績は令和3年度でいいますと、保護樹林地所有者の、先ほど36人と言いましたが、その半分に当たる18人の所有者の方からこの落ち葉の回収支援の申込みがございました。回収した落ち葉の総量は、よくある45リットル入りの袋で換算しますと全部で大体2,700袋、約3,000袋になります。

この表2を御覧ください。この回収実績を御覧ください。令和3年度11月8日から1月31日までの約3か月間回収しまして、1日で回収した袋の数というのが大体平均で170袋ぐらいになります。1か所当たりの樹林地で出される袋の量というのはおよそ15袋から、多いと

ころで33袋といったことになります。

この表2をグラフにしたのが隣の図1でございます。これを見ていただきますと特に12月の末に結構集中いたしまして、12月の末ですとこの1日で回収した袋が690袋に及んだということがありますので、この回収も12月の後半に集中しているという状況です。

御存じのように元々区の清掃でいいますと、清掃事務所のほうで回収する場合、一度に45リットル入りの袋が4袋以上となりますと、1袋当たり300円、有料となります。これも事前に清掃事務所へお問合せ等が必要となりますので、今私ども保護樹林地に限って支援しておりますが、非常に重要な支援だというふうに考えております。

これが区が行っている落ち葉支援に関わるところでございます。

続きまして項番2、現在区が落ち葉の支援として検討を行っている事項について御説明をさせていただきます。

こうした現状を踏まえまして樹林地だけではなく、先ほど言った保護樹木のみ所有者の方への拡大について、現在関係部署ですとかいろいろ調整、それから調査検討を行っているというところです。その状況でございます。

初めに(1)現行の落ち葉回収の規模拡大ということでございます。この表3、一番下の表3を御覧ください。先ほども言っておりますが上段に、保護樹木のみを所有されている方246件、246人に上りまして、その保護樹木の総本数というのは674本となります。

2段目に記載しておりますが、その中で所有本数が1本から2本という方が、大体246人の大体約8割相当に当たる189人で、樹木の本数でいいますと290本と。そのうち落葉樹が169本となっております。

3段目は先ほど言った1本から2本ではなくてもうそれ以上、3本以上所有される方が全体の23%に当たる57人で、樹木本数でいいますと384本。そのうち落葉樹は245本となります。保護樹木で一番多い方は43本所有されている方で、また10本以上所有されている方は11名いらっしゃいます。

実はその中で樹木、特に落葉の樹木1本当たり、どのぐらいの落ち葉が発生するかという総量なんですけれども、これは樹種によっても内容によっても違いますが、おおむね推計ではございますが、大体1本当たり45リットル入りの袋ですと大体10袋相当ぐらいは出るだろうと。量でいうと450リットルが出るんじゃないかということから、所有者の中でも落ち葉の総量が多くなる、やはり3本以上の方の落葉樹、こちらでは245本と書かせていただきましたが、ここが今支援拡大の対象として検討を行っているところでございます。

恐れ入りますがA3判の図2というのが一緒についてございますが、これは保護樹木の位置図でございます。図にもございますように、現在我々が指定している保護樹木は落合地域をはじめ、大体区の北側に集中しております。そういった傾向はあるものの、やはり点があるように保護樹木、至るところに点在をしております。このため、やはりこの規模拡大をするという検討に当たっては、先ほど言った回収のお申込みを受けたり、またその回収車両を委託業者に対してどこへ行ってくださいというような指示をする。それから所有者ごとに、お返ししたり連絡を取るといった事務はかなり増えますので、そういった私どもの職員の体制の確保というのも課題として考えております。

続きまして先ほどの資料2にもう一度お戻りください。項番2の(2)でございます。こういった回収車両がやっぱり12月というのはなかなか、委託で雇うにしても集中している時期でございます。このため、清掃事務所のほうに協力ができないかというところも今協議をしているところでございます。落ち葉による回収時期が先ほど言った12月に集中して、配送業務のピークとなっていることで、なかなか私どもとしても委託業者の確保というのが難しい状況でございます。現在清掃事務所に対して回収の協力について協議をさせていただいているというところでございます。

ちなみに他区の事例でいいますと、足立区では、常緑樹の葉が落ちる春を対象に清掃事務所のほうで回収の協力をしているという事例がございますが、私どもは落葉樹の落ち葉ということで検討しておりますので、この時期、清掃事務所でもやっぱり年末の粗大ごみの収集とか、業務に集中いたしますので、清掃事務所の方でどういうふうに体制が取れるかどうかというのを検討いただいているところでございます。

また、先ほども言いましたが1回で回収できる量ということで4袋以上になると有料となりますので、その辺の費用負担を、これは私ども区内部の事情ではございますけれども、清掃事務所の所管と土木の所管でどういうふうにできるのかと、そんなところも今調整課題としてやっております。

次に(3)でございます。区及び区民(ボランティア)の協力による清掃でございます。現在の支援では、先ほど言ったように袋の回収のみをやっているというところでございますが、やはり所有者の方、当然高齢化ですとか、あるいは単身化など進んでいる中で、もう落ち葉を集めて袋に入れるという作業そのものも、かなり困難度が増しているんじゃないかという状況がございます。そういった中で、落ち葉を集めるための支援ということについても一応今、検討を進めているところでございます。



具体的な支援は、この落ち葉集めの作業に関わる人の手配ですとか費用をどういうふうに区が負担できるかどうか、そういった仕組みを今検討しているところでございます。ただ先ほどの落ち葉シーズンというところで、12月というのがやはりいろいろな面で作業の方を確保する、それから今言ったお申込みの手配など、職員の体制というのものなかなかそこも課題と考えております。

また、ボランティアの方による落ち葉清掃ということでございますが、練馬区では、保護樹林地の周辺の道路に落ちる落ち葉の清掃について、ボランティアを募りまして、139名ぐらいが参加して、保護樹林地3か所の周辺道路の落ち葉掃きをしているという事例を伺っております。そういう事例がございますが、今回の検討は、例えば保護樹木の所有者の方が隣接するお宅に落ち葉がということで、じゃ、隣接する方に対して落ち葉の清掃をどういうふうに所有者の方が了解を得るなり、日時の調整とかを含めてやっていくかというのは、なかなか調整がどうできるかということは今、課題として考えております。

一方で、保護樹木に限らず、道路に落ち葉が落ちるという中で、昔ですと皆さんで朝ちょっと落ち葉掃きなんていうのがあったのかもしれませんが、昨今なかなか、さっき言った高齢化というわけじゃありませんが、そういったこともなかなか難しい状況の中で、ちょっと落ち葉時期の12月ではございませんけれども、最近をよくゲリラ豪雨ということで集中豪雨が来て、落ち葉が詰まって水が下水に流れないといったこともございますので、これは防災の観点という意味で、広い意味でどういうふうにあるべきかということは今、いろいろ調査しているところでございます。

ということで以上、(1)から(3)に挙げた3項目、予算の措置の、それからいろんな業者も含めた労務の手配、それから私どもの職員の体制、そういったところも見ながら、調査検討を進めているという、今状況でございます。ですので、今日これから御審議いただくに当たりまして、区では今ちょっとこういうことの検討を進めておりますが、それに対して、あるいはそれ以外の何か支援の在り方等、いろいろ御意見等ございましたら、そういったところをいただければと思っております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

**斎藤委員長** ありがとうございます。

事務局から今説明がありました件ですけれども、質問や御意見等お受けしたいと思いますので、よろしく願います。なかなか一筋縄ではいかない感じがしますが、どうでしょう

か。

吉川委員、お願いします。

**吉川委員** 吉川でございます。いろいろ御丁寧な御説明、ありがとうございました。よく内容分かりました。かなり一生懸命やったださっているということで、感謝申し上げます。ありがとうございます。

ただ、落ち葉についてのみの予算というのは出ていないわけですか。

**みどり公園課長** 落ち葉のみの予算ということではなくて、さっき言った保護樹木の支援の中の予算でやり繰りしている。

**吉川委員** 別枠ということはないわけでございますか。分かりました。

**斎藤委員長** それは今の時点ということですよ。これからどうするかということなんだと思いますけれども。

ほかにどなたか。

三浦委員、お願いします。

**三浦委員** 三浦です。よろしくお願いします。

私、染の小道のボランティアに参加させていただいております。それで、染の小道で染料として桜の木を使用していることもあるそうなんです、よく分からないんですけども。ですから落合地区は染物として有名なところですので、産業として、染物の染料として樹木を活用できることはないんでしょうかと私、思っております。捨てるだけだと負荷がかかりますけれども、それを有効活用すれば産業の発展にもなるかなと思っております。そういう意味で一点提案したいなど。産業とどうやって枝が活用できるのか、御検討お願いいたします。

それとあともう一点は、応用なんですけれども、ペットボトルの回収というのは昔大変でしたんですけども、デポジット制にするとよく回収してくださるという現状があると思うんです。それで、落ち葉に関しても枝にしても、隣の方の枝が気になるというのは感情論なんですけれども、これを有効活用して、デポジット的に回収を、1袋45リットル、1袋を集めて、それを提供すれば10円になるとか20円になるとか、お金の換算することができれば、喜んで回収してくださる人っていると思うんです。例えば高齢な方がいろいろと瓶や缶を集めていらっしゃる方がいるんですけども、そういう方たちもきっと労働意欲として活用できるのではないかと考えております。

以上の2点です。

**斎藤委員長** ありがとうございました。

それでは事務局、お願いいたします。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございます。御提案ありがとうございます。

最初の落ち葉で発生したもののリサイクル、有効活用でございますが、現在よくあるのは私どもも、先ほど言った回収した落ち葉を一般廃棄と言ったんですけれども、一般廃棄先のほうはリサイクル工場であるとか、全てではないんですがそういったところへやったり、一部は腐葉土化するといった形もやっております。

これにつきましては産業とつなげるかということになりますと、回収の対策ですとか、回収の在り方とかというのがありますので、今回の中でひとつ、どういうふうに産業とつながるかということまではなかなか難しいかもしれませんが、いろいろ調査研究したいと思っております。

2つ目のデポジット制度ということでございます。これは特に、どっちかというところのごみの減量、リサイクルというところで、実はうちの環境部のほうで、ごみ減量リサイクル課というところがございますので、そこも情報共有して、ペットボトルのようにできるかどうかというのは分かりませんが、そういったことをどういうふうにできるかどうか、調査研究させていただければと思います。

いろいろ御指摘ありがとうございます。

**斎藤委員長** いろんなアイデアがあるということで。

吉川委員、お願いします。

**吉川委員** 吉川でございます。一般的な道路のごみ、これにつきましては区で、ごみゼロデーというのを設けて、その時回収したごみは区で責任を持って片付けてもらうということで。箕笥地区でいえば出張所の前辺りに集まって、それから飯田橋のお堀通りを清掃するというのを年に一、二回やっております。それは落ち葉の出るシーズンとは違って、街のごみの清掃でございますので。

これはごみの清掃デーがあるなら落ち葉清掃デーというのをこしらえていただいて、ごみゼロデーとは違う季節に落ち葉の、そのとき区で主催していただいて、例えばうちのほうでいったら、やはり今申し上げた外堀通りの落ち葉だとかそういう、その地域によって、地区によって落ち葉の出る場所がかなり違いますので、そういう落ち葉デーというのをこしらえていただいて、個人じゃなくて区の希望者ということでやっていただいたら大変、費用も個人の負担にならないで、しかもかなり広範囲にわたって清掃ができるので、ごみゼロデーが

あるなら落ち葉清掃デーというのもこしらえていただいたらどうかなという感じはいたしますね。そうなるとちょっと広範囲になりまして、保護樹木と限定されないかもしれませんが、それはそれでいいんじゃないかと思えますね。

以上でございます。

**斎藤委員長** ありがとうございます。

**みどり公園課長** 事務局です。御提案ありがとうございます。今ごみゼロデーということで道路の維持管理部門ですとか、先ほど言ったごみ減量部門ともそういう御意見があったことをお話ししますが、一つは今清掃事務所でやっているのは御存じかと思えますが、こういった形でボランティアで皆さんが例えば出したごみというのは、事前に申込みしておくことが必要なんです、そこで出たものはボランティアシールというそういう制度がありまして、そういうものを貼ってもらうとそれは無償で、置き場所、回収場所とかは指定があるかもしれませんが、持っていくという制度があるというふうに聞いておりますので、そういったものからめるのか、落ち葉デーという、私の所管課だけでそんな大々的なものができるのかどうかちょっと分かりませんが、いろんな仕組みをいろいろ研究させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

**斎藤委員長** 先に渋江委員、お願いいたします。

**渋江委員** 4点ほどあるんですけども、まず1点目が、それぞれ保護樹木を所有している方が4袋以上だと有料だというお話があったんですが、それはやはり早急に何らかの対応を取るべきかなと思えます。

ほかの、御説明いただいてとてもよく分かりましたし、どんどん良い方向に向かっていると思えますが、今おっしゃったボランティアのシールとかそういうところと連携するとか、いろいろな方法があると思うので、やはり近年、強風の後にはものすごく落ち葉が出ますので、そのとき4袋以上というのは多分当たり前なんではないかと思うので、そこは急ぎ対応を取ったほうがいいんじゃないかなというふうには思えます。

それから2点目ですけども、最後にちょっとおっしゃられていた強風、台風とか暴風の後に道路、落ち葉によって道路が詰まってしまうという話がありましたが、それはやはりほかの部署と連携して、一気に道路の落ち葉を清掃するという仕組みを、そんなに年何回もあるわけではないと思えますし、そのときに所有者の方はとても大変だと思いますので、そういうほかと連携して、強風・暴風の後に一気に、道路に関してだけですけれども、回収でき

るシステムを作ることができたらとてもいいんじゃないかと。それは気候変動に対する対応に関しても、樹木があるということは気候変動に対していいけれども、その後やはり木が折れたりとかそういうところで、所有者の方は台風が来たり暴風が来ると迷惑をかけないか心配になられていると思うので、そういった意味でも落ち葉もさっと持っていくということが必要かなと。今後対策を考えていただければと思います。

それから3点目ですけれども、先ほど三浦委員とか吉川委員もおっしゃっていましたが、落ち葉の回収したもの、それに付加価値をつけるという考え方はとてもいいと思います。産業化はちょっと難しいということでしたが、最初にまずできることから、例えばボランティアの方に集めていただいて、その落ち葉をごみとして回収したというだけではなくて、そこに今環境教育的な観点から、その葉っぱの中から同定をしてみるとか、落ち葉、道路に落ちたのを工作に使えるか分からないですけれども、そういった教育的な効果も含めたボランティアということをするより人が集まって、ボランティアに参加している人も楽しく参加できるのかもしれないという点が3点目です。

それから4点目ですけれども、今回と直接的には関係ないのかもしれませんが、現行の支援状況のエのところにありました賠償責任の保険加入の話がさらっとありましたが、これは所有の方は全員必須、任意ではなくてということでしょうか。とても重要なことで、やはりこれからの時代、倒壊したとか、落ちた枝が隣の車に当たってしまうとか、そういうところを心配されると思うので、この部分はなくさないようにしっかりと保障して、それをまた広報していくということも重要なのかなというふうに思います。

以上です。

**斎藤委員長** 今の件について。

どうぞ。

**みどり公園課長** 事務局です。いろいろありがとうございます。

最初に1点目の4袋以上の有料云々、これは所管が清掃事務所なので、私どもで何とも致しかねるところがございますが、恐らく回収計画を作る中でも1台の清掃車が回っていく範囲ですとかルートとか計画がありますので、何かその辺りはいけません、先ほど言ったようなボランティアシールであるとか、練馬区とか、ほかの区がやっている、清掃事務所がやっているところは、例えば閑散期というわけじゃありませんけれども、常緑樹の春の落葉期の回収のお手伝いができるかというのがありますので、清掃事務所とは、4袋以上をお金をということはなかなか言い難い部分がございますが、今、清掃事務所が持っているような

仕組みをうまく使いながら負担を軽減するような形を考えていきたいと思ひます。

2点目の強風等で道路との連携ということでございますが、実は道路課のほうで清掃等、道路の維持管理をしております。実は神楽坂通りなんかは、地域と連携して道路清掃——これは落ち葉だけではございませんが、普通のごみもありますけれども——というのがあります。ただ、あと道路のほうは、基本的にはいわゆる道路に降った雨を飲み込む雨ますというのが道路の横の側溝にあります。ここから入った水が下水道に入って流れていくんですけども、この雨ますの定期清掃と、先ほど言いました特に台風シーズン前後、やはりそこが詰まらないようにということで清掃したり、あるいはその雨ますのところにフィルターみたいなネットをつけて、落ち葉そのものは雨ますに入っちゃうんですけども、下水本管に行かないようにするとか、そのネットだけを清掃してやっていくといったところがありますので、道路課とも引き続き、どういふ連携ができるかというのは模索していきたいと思っております。

それから3番目の回収したごみの付加価値ということで、環境教育につなげるとあります。実は私どもみどり公園課ではいろいろな地域のイベント、お祭りとか、渡辺委員のところもそうなんですけれども、出させていただいたときによくやる工作が、落ち葉を使ったしおり作りというのがありますので、出た落ち葉をすぐその場でしおりを作るかどうかは置いて、いろいろ環境教育に充てているところもございますので、楽しみながらできるということで、そういう観点が単に回収作業というものを何か和ませるようなものがあればということ調査していきたいと思ひます。

最後の賠償保険は、区で入りまして所有者の方の樹木全て対象にしておりますので、これは所有者の方の意思とか関係なく入れさせていただいているもので、当然ながら引き続き制度として残していくことを考えております。

以上でございます。

**斎藤委員長** よろしいですか。

では渡辺委員、お願いいたします。

**渡辺委員** 渡辺芳子です。私は十数年前から箆笥地域センター、箆笥の出張所の裏の公園、あさひ児童遊園の植木、花壇のボランティアをやっております。今6名でやっておりますが、本当のこと言うとエンドレスなんですよね、結局。単発じゃなくて。月、水、金は公園の清掃を障害者の団体の方がやってくださって、私たちは火、木、土、私たちは花壇のみなんですけれども、やっております。

エンドレスでやるというのは結構大変なことで、あの公園もイチョウとか、何かこんな大きな葉っぱの木が3本ぐらいあるんですよ。それが落ちる秋には本当に足の踏み場もないくらい、入り口からずっと落ちています。障害者の団体の方がやってくれる日はすごくきれいなんですけれども、ほかの日は公園で遊ばれているお子さんたちが大変だろうなって思っています。私たちはそこまでしなくていいということで花壇のみやっているんですけれども。何か4袋から有料というのはどこがお取りになるんですか、その有料料金。

**みどり公園課長** 事務局です。それにつきましては一般の家庭で出すごみがございますよね。それが4袋以上のときに清掃事務所がということですから。

例えば渡辺委員が御活躍いただいているような公園でのボランティアとか、そういうもので出たものは当然公園事務所なり、私どもが回収する場合はお金はかかりませんが、一般の方が家庭ごみとして出す場合はということでございます。

**渡辺委員** じゃ、保護樹木をお持ちの方の家も、4袋から有料になってしまう。先ほど渋江委員がおっしゃいましたように、すごく変ですね、それ。

私、うちに、実は玄関のところに小さな土があって、そこにハナミズキが好きで植えていたんですね。何か表彰されたときにポトルブラシの木を頂いたんで、こんな小さかったんでちょっと植えたんですけれども、ポトルブラシのほうが勢いがよくて、ついにハナミズキを切ってしまいました。それで今ポトルブラシがもうすごくきれいなんですけれども、伸びるんですね。ですから木というのはちょっといいと思ってもすごく大きくなってしまいますので、この間植木屋さんに全部カットして、このくらいにいたしましたけれども、結構手がかかりますよね。

ですから先ほど吉川委員がおっしゃったようにごみゼロデーがあるように、季節的にボランティアを募集して清掃するのはすごくいいアイデアだと思います。何かお金を差し上げるとかそういうんじゃなくて、やはり多分やってくれる方もいらっしゃると思いますので、継続じゃなくて単発でやるということ、すごくいいかなと思っています。すみません。

**斎藤委員長** ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

**みどり公園課長** 事務局です。いつもあさひ児童遊園の花壇の管理、ありがとうございます。

吉川委員と同じように、ごみゼロじゃありませんけれどもそういった形ということで、これはちょっと広い意味で、私どもみどり公園課だけの主管でなかなかやるには人員的にもちよつとと言うと怒られてしまうかもしれませんけれども、ごみ減量リサイクル課ですとか、

いろいろほかの環境の対策課もごございますし、道路課がありますので、一応そういうことについては話し合ってみたいと思います。御意見ありがとうございます。

**斎藤委員長** それでは椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 椎名でございます。いろんな議論があるんですけども。例えば落ち葉はごみになるのかどうかと、こういう問題がありますね。あまりごみ、ごみと言っていると。最近の傾向としては、みんな大きい公園なんかでは、私が行っている公園ありますけれども、むしろ落ち葉を植え込み地の中にそのまま入れて、道路はきれいにしますよ、園路はね、そういうやり方をしています。集めない。集めないで植え込み地の中にそのまま。

それはもう例えば今、生物多様性なんかが言われていますので、いろんな生物と共存できる都市というか社会というか、そういうものを目指していますので、その植え込み地も落ち葉を入れることによって、いろんな生物の成育空間にしようみたいな話もあると思うんです。

だからここでの議論は、私は保護樹林や樹木を持っている方の、何ていうのかな、肩身が狭いと、落ち葉とかで。そういうものを払拭して樹木を守っていけるように、本人たちが積極的にと、こういう趣旨だと思います。そういう点では、今回の提案は非常に一步進んだ提案だと私は理解しております。

それで恐らく次に何に所有者の方がお困りになるのかということ、落ち葉がやっぱり隣近所の方に落ちると、これに対してですよ、一つの問題は。これに対して今度はまだ、今のところはここですよ。次はその段階になるかなと思うんです。世の中、世知辛くなってきましたのでね。それから新宿なんかは土地の価格がうんとお高うございますので、お高い金で買った地所に落ち葉が落ちてなんて、いろいろ肩身が狭いと思うんです。そう考えると。

それと最後にもう一つ、今は一戸建てが新宿は少なくなってマンションがすごく多くなっていると思うんですけども、そういう何て言うんですか、例えば一戸建てだと、樋のところに詰まっちゃうんですよ。そうするとやっぱりそれが非常に大きい、何ていうのか、所有者には言えないけれども、隣の家の人としては憎き名木というか保存樹木だなど、そう思っちゃう。それはやっぱり取り替えなきゃいけないんですね、清掃したりなんか、そういうの。そういう段階になってくるのかなと思います。

あと、マンションなら今度ベランダに落ちて排水溝や何か、先ほどおっしゃったように、ベランダの排水口で詰まってしまういろいろな支障が出ると、そういうこともあると思うんですね。そこら辺じゃないかなと思います。そういう順番でこうやって、どこまでいくかというのは社会情勢だと思います。今の段階ではこれだけやるのは相当御苦労だと思います。



それからどんどん保護樹木は増えていくんですね、実は新宿の場合は。さっき渡辺委員がおっしゃったように、どんどん育っていきますので増えてきます。増えることはもちろんいいことですが、それでそういうあつれきというのはどんどん生まれてきますので、それを最小限にしてあげて、所有者が胸を張って保護樹木所有者と言えるような制度にできればなと思います。

私考えているのはそんな順番かなと思いますので、よろしくをお願いします。

**斎藤委員長** 事務局、お願いします。

**みどり公園課長** 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

1点目の近隣に対して肩身が狭くならないようにということですが、ごもつともで、私どもものところにも保護樹木や、それ以外の樹木でもよくお問合せがあり、隣の家の木が落ち葉を道路にたくさん落とすというので、所有者の方に私どもからお願いするというのが昨今、結構ございます。

例えば公園なんかですと、全ての公園ではないのですが、例えば西新宿にあります新宿中央公園なんかは規模が9ヘクタールあって広いので、ここなんかはちょうどこの時期、よくエアブラシみたいなやつで風を送って落ち葉を集めて、その落ち葉を捨てるのではなくて実際植え込みとかに入れていきます。そういった形で何も処分するだけではないということも大事だと思っております。そのあたりが一軒のお宅でどうできるかちょっとまた違うかとも思いますけれども。

それからあと2点目です。実は新宿区、35万人の人口ということで実は大体世帯数が28万世帯ぐらい、30万弱あるんですけども、その8割ぐらいの方が共同住宅、いわゆるマンションに住んでいます。なので戸建ての方は残りの2割ということになります。8割の方のマンション、賃貸でいうと大体区内2,300棟ぐらい、分譲でいうとやっぱり2,000棟ぐらい、計4,000棟位ございます。賃貸じゃなくて分譲のほうはいわゆる管理組合というのもございますので、実は区のやっているマンション施策の中で、維持管理というのはセミナーをやったり普及啓発をしております、例えば汚水とかそういったエレベーターとかってそういう管理も大事ですけども、やっぱり雨どいとかベランダの排水が詰まると、それがそのうちだけじゃなくてマンション全体に影響するといった清掃だとか、補修だとかいうのを普及啓発をしておりますので、こちらはマンション施策のほうで、今対応しているという現状でございます。

ただ、戸建ての中で、やっぱり雨どいの話とかもございまして、委員おっしゃるとおり

ということで認識はしております。なので、どこから手をつけていくかという中では、ちょっとなかなか今そこまでは行けませんけれども、落ち葉をごみ扱いしない、またその所有者の方がそれで肩身の狭い思いをなるべくしないように考えて、支援の中で検討を図っていきたいと思います。

御意見ありがとうございました。

**齋藤委員長** ありがとうございます。

なかなか皆さん身近な問題で活発に意見いただいてありがとうございます。

吉川委員、お願いします。

**吉川委員** ただいま渋江委員ですか、おっしゃった教育関係ということでございまして。これは大分前になりますけれども、ニュースで学生さんたちが、それは真面目に道路を一生懸命清掃してました。アナウンサーがインタビューしたら、これは清掃することによって、学校へ届けると、単位を取るのに大変便宜を図ってくれると。じゃ、それならごみなんて、落ち葉のシーズンに大学と何かお話し、協定を結んで落ち葉を清掃してくれたら単位を、ポイントじゃないけれども。これ、軽減するような、新宿は大学いっぱいありますよ。こういうのは費用もかからないし。僕、それはいい、いつか機会があったらこれをお話ししたいと思ったんですが。大学とやっぱり話し合っただけで学生さんの力を借りて。しかも単位が取りやすくなるというんで喜んでやっているんですよ。それがポイントで。何かその辺を、大学ともこの落ち葉について話し合いをしていただきたいかなと。そういう点において思いますね。それが1点。

それと今、椎名委員がおっしゃったように利用することに関して。私ども新宿中央公園に環境学習情報センターというのがございまして、あそこのお祭りのとき、いろんな落ち葉やお花を採集して、本の中に挟んで乾燥させて、きれいな押し葉や押し花に仕上げまして、はがきに特殊なのがございまして、アイロンで押すとはがきに写るようになっているんです。そういうボランティア活動をさせていただいて、はがきに「絵はがき」という名前で毎年やっておりましたが、そういう利用方法。そうするとそれは自分たちがこしらえて出すんじゃなくて、見学に来てくださったお子さんたち、お子さんたち対象に工作を兼ねてやると喜んで落ち葉を、好きな落ち葉を選んで柄を作って、それでのりをつけてアイロンで接着するという。それやっていたら、工作する楽しみとお花、落ち葉を大切に、きれいになるって楽しみと2つの楽しみがあってやっておるんでございますが、そういう利用をして。ただ、ごみじゃなくて大変これを利用すればきれいなものができるんだということでやっていただいて

おります。それが1点でございます。

あと何ですかね、大学の問題と合わせてポイント制度というのございましたよね。だから落ち葉清掃するのでポイント、今は単位でございますけれども、単位のほかにも学生さんにポイントをつけたらというのが2点目です。単位と合わせてポイントもつけたら喜んでやってもらえるんじゃないかと、一石二鳥ということで、そんなような考えでございまして。

また今、落ち葉になりましたが、うちの町内のマンションで台所、それから風呂場、そこに水漏れがするというんで、業者が調べるのに原因が分からなくて、一軒一軒お邪魔して調べなければならないと大騒動がございまして、その原因は結局何のことはない、地面にある、ます口。今おっしゃった、ます口にいろんな落ち葉だとかごみ類が溜まっちゃって、それが原因で水漏れ、水が流れない、下水が流れなくなっちゃうということで、本当に落ち葉というのは場合によっては大きな被害を及ぼすことがございますので、これは一件落着して費用もあまりかからないで済みましたので、原因が分かりましたので、そういう危険性もありますので、事実がありましたので、今お伝えする次第でございます。

よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**斎藤委員長** ありがとうございます。

事務局お願いします。

**みどり公園課長** いろいろありがとうございます。

大学生の単位ということで、これは大学と何かお話をする機会あったときにちょっとお話しはしたいと思いますが、かつて新宿が学生、単身学生、若者とか学生に対して家賃の助成をしていた時代がございまして、バブルのときですね、家賃が高いと。そのとき制度を始めたのは月何万円か補助する。その代わり、それに付加して地域貢献をしろというメニューを当時つけまして、いろいろな地域の催しに行っ、スタッフで出るとかボランティアをするというので。ただこれはそれをちゃんとやらないと助成金をやめるぞというわけにはいかなかったんで、恐らく任意だったんですが、いつしかそれがなかなか難しいよねということで、それは付加要件から外しましたけれども、それはこんなことですね。

ただ、今これは落ち葉だけじゃなくて、そういったその新宿に世帯で住んでいる方はそれなりに、これからずっと新宿に住んでいただけるという中で、若者が、どうしても学校卒業すればどこか行っちゃうのかもしれないし、若いうちですと転勤でどこか行くと。やっぱり定住という考え方からどういうふうに定住してもらおうかと、若者はなかなか難しいという

ことで、若者をどういうふうに定住につなげるかというのは今でもちょっといろいろ考えている対策が全庁的にあります。

一方でファミリー世帯は結構定住率は高いんです。なので定住世帯の方のコミュニケーションというのがやっぱり重要なので、若者、子育てファミリー世帯同士もそうですし、子育てファミリーと高齢世帯とのそのつなぎというのも多分、これからは子育てファミリー世帯が担っていくのかなというところの中で、それがすぐ落ち葉の清掃かというのはちょっと分かりませんが、特に町会さんとかと地域のつながりというのは今、結構課題になっておりますので、これ地域振興部とかが所管でございますけれども、落ち葉だけじゃなくてその地域のつながりの中での活動というのはあるかと思っておりますので、そういった中で意見する機会がございましたらお話ししたいと思っております。

ありがとうございます。

**斎藤委員長** いろいろ活発にありがとうございました。

三浦委員お願いします。

**三浦委員** ありがとうございます、三浦です。提案としてコンポストの設置の御検討をお願いしたいなと思っております。コンポストを設置するに当たって、それが、下落合の東公園でしたでしょうか。あの広いところ、蜂がブンブン飛ぶところなんですけれども、あそこは自然なコンポストを設置しています。ほかには下落合交流館、そこにもコンポストがありまして、落ち葉を堆肥作りとして設置しております。そういった具体例を存じているんですけれども、コンポストを公的な機関に設置するときには助成を出すとか、こちらのほうで全部費用を出して公的なところに設置するとか、そういうことで堆肥作りにも貢献できるのではないかと。

保護樹木があるとか保護樹林があるとかという地域は土地、土があると思うんですね。そういう方々に対して、余力があれば自然なコンポストの作り方とかの啓蒙をすることとか、なるべくその現場で、地産地消ではないんですけれども、そこでなるべく処理できるような意欲のある方にはコンポストの啓蒙をしていくとか、やり方はいろいろあると思うのでお願いしたいなと思っております。

ちなみに私の家も子供の頃、自然なコンポストを作って、随分とミミズとかがいまして土が豊かでしたので、そういうことを自然にやればできることなので、御検討のほうよろしく願いいたします。

**斎藤委員長** 事務局、お願いします。

**みどり公園課長** 御意見ありがとうございます。今、実は先ほど言った西新宿の新宿中央公園では、落ち葉を植え込みに入れるというのがあるんですけども、一部そういった堆肥化のところでちょっとやっております。

もう一つは実は牛込弁天公園というのが外苑東通りの東側にあるんですけども、その公園のボランティアの方、サポーターの方が、いわゆる落ち葉溜めコンポストで堆肥作りをやられていまして、できた堆肥は多分近所の方にお配りしてという形でやっています。

ただ一方で、実は堆肥作りはかき回したりとかという作業があるとか、私がよく分かっているんですけども、あまりイチョウの葉っぱは入れちゃいけないとかあるんですけども、特にかき回す手間が結構サポーターの方も大変だということで、実はなかなか、ほかの公園にまで広がっていない部分と、私どももそういった作業というのがまだなかなか追いつかない状況なので、実は保護樹林地にそういったコンポストを例えば置くようなということもあるのかなというのも実はいろいろ研究しているんですけども、果たしてそれを作るまでの過程の中でいろいろかき混ぜたりといった準備と、そういうところがどうできるのかなというところも今考えているところなので、今すぐに拡充は難しいんですけども、そういったところ、いろんな製品ですとかも含めていろいろ研究しているところでございます。御意見ありがとうございます。

**斎藤委員長** 予定の時間が少なくなってきましたが。

椎名委員が先に、お願いいたします。

**椎名委員** 三浦委員がおっしゃったようなことをやっているところがあるのでちょっと御紹介します。そこは、グレーチングの金網の大きいやつを2つ置いて、今年の方はこっち、去年の方はこっちとやって、そのままにしておいて、1年ぐらいたったら、腐葉土お持ちくださいと書いてありますね。かき回していないです。一切かき回していないです。要するにそれでよければ持っていきなさいと、こんな感じですよ。そうやっているところもありますね。時々見ますと結構持っていく人がいますね。

2つ置いて、今年の方と去年の方と、年で分けています。しっかりしたグレーチング金網というのかな。番線か何かの、もっと太いやつで作ったものがあるんですね。それでやっているところありますよね。

**斎藤委員長** では、吉川委員お願いいたします。

**吉川委員** 先ほど話の出た牛込弁天公園ですが、私もやっております。これはもう20年近くやっております、街を歩いていると腐葉土はいつももらえるんでしょうかなんて、親しくお声

をかけていただいております。

椎名委員がおっしゃっているように、ますを2つ設けて、そうすると本当に楽で、切り返しもありしないで、今まで百何名ですか、1年に1度でございますが、広報に出しますと、朝9時頃から行列を作って希望者が来ます。それを牛込弁天公園で、落ち葉隊というのをこしらえまして、元々発祥は笹笥町の町連がやろうじゃないかということで、それ始めた頃の町会長さんはもうお隠れになった方もいらっしゃいますけれども、そんな形で。それから発展して落ち葉隊というのをこしらえて、榎町なんかと牛込弁天公園を借りてやっております。ただ、その資材が、ますを作っているんですが、もうますが腐ってきてしまったので、今それは解体しまして、今休業中でございますが、そういう実績がございます。

毎年100名前後の方、広報に出すと朝早くから並んでいただいて、全部なくなるまでお配りして、大変喜んでいただいた実績がございます。大変、これはごみではなくて、委員がおっしゃるとおり有効利用ということでやっておりますので、併せて御報告申し上げておきます。

**齋藤委員長** どうでしょうか。小委員会もあれなんですけれども、これまとめていただいて、本委員会のほうで皆さんでまたお話しするという。小委員会であまりに進んじゃうとあれかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

三浦委員、手短にお願いいたします。

**三浦委員** 一言だけ。私の家もコンポストはかき混ぜていませんでした。ミミズがすぐやっけますので、大丈夫でした。

**齋藤委員長** 小島委員のほうは何か。いいですか。よろしいですか。

ちょっと時間も過ぎておりますし、小委員会としては多分、これだけ活発に議論したので十分、本委員会に向けてまとめていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

---

### ◎連絡事項

**齋藤委員長** では、これで閉じさせていただきます、事務局から連絡事項等をお願いいたします。

**みどり公園課長** ありがとうございます。

連絡事項でございます。

委員の皆様にご案内を差し上げていますけれども、次回のみどりの推進審議会は2月3日金曜日、午後2時から、今度は牛込笹笥地域センターの集会室、コンドルで予定をしております。

ます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

---

◎閉会

**斎藤委員長** それでは、本日の議事につきましては全て終了ということなので、これで令和4年第1回の小委員会のほうを閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時06分閉会